

本サービスの利用規約

本サービスの利用に際しましては、次の規約を適用いたします。

本利用規約にご同意いただけない場合は、本サービスをご利用なさらずに、店頭窓口で繰上返済（繰上完済含む。以下同様。）手続きを行ってください。

（１）本サービスのご利用にあたり、当行が、「<青森みちのく>つないでネ！ット利用規定」第8条の方法により、「ログインID」、「ログインパスワード」等の一致を確認のうえ、繰上返済手続きを行った場合には、そのために生じた損害や紛争等について、当行は責任を負わないものとします。

（２）本サービスによる繰上返済につきましては、当行とお客さまの間で書面（返済方法変更契約証書）による契約の締結は行いません。当行は、お客さま（借主）がご入力いただいた内容をもとに、当行所定の方法により繰上返済手続きを行うとともに、繰上返済後のご契約内容を変更するものとします。

なお、本サービスによる繰上返済に伴うご契約内容の変更項目以外は、住宅ローンご契約時の金銭消費貸借契約証書およびこれに付随する契約書等（以下、「原契約書」といいます。）の各条項に従うものとします。

（３）本サービスでご予約いただいた繰上返済を取り消しされる場合は、次の時限までにお手続きください。次の時限までに「予約取消」のご登録が完了していない場合は、お申込み内容が確定したものとします。

予約取消可能時限 … 繰上返済希望日の前日午後11時58分まで

（４）連帯債務者、連帯保証人および物上保証人（抵当権設定者）等の利害関係人が存在する場合、当行は本サービスでご予約いただいた繰上返済に関して、あらかじめ当該利害関係人の同意を得ているものとして取り扱いいたします。

なお、繰上返済手続き完了後に、お客さま（借主）と利害関係人との間で紛争等が生じた場合は当事者間で解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

（５）本サービスは以下の手数料をご負担いただきます。

<一部繰上返済・繰上完済共通>

ア. 変動金利選択中…無料

イ. 固定金利選択中…11,000円（税込）

（６）繰上返済に必要なご資金につきましては、繰上返済日（次回約定返済日）の前日までに住宅ローンのご返済用預金口座にご入金ください。

なお、繰上返済に必要なご資金は、「繰上返済元利金」と「次回約定返済日の返済元利金（繰上返済前の約定返済額）」、「手数料」の合計金額となりますので、ご注意ください。

（７）当行は、繰上返済日に、普通預金（総合口座）通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しによらず、住宅ローンのご返済用預金口座から必要資金を払い戻しのう

え、繰上返済の処理を行います。

(8) 本サービスによる繰上返済のお申込内容が確定した場合でも、残高不足等の理由により、住宅ローンのご返済用預金口座から必要資金の払い戻しができなかった場合には、本サービスによるお申し込みは取り消されたものとし、繰上返済の処理は行いません。

(注) 必ず、繰上返済日の前日までに必要資金をご入金ください。繰上返済日の当日早朝の処理で必要資金の払い戻しができなかった場合、その当日中に不足分をご入金されても本サービスによる繰上返済の処理は行いません。

(9) 本サービスでは、お客さまがご入力いただいた内容をもとに、繰上返済後の「毎月返済額」および「ボーナス加算返済額」をシミュレーションしますが、当該シミュレーションは、本サービスのお申込時点におけるお借入利率をもとに試算いたします。

したがって、本サービスのお申し込み後にお借入利率が変更となった場合は、当該シミュレーション結果と実際の返済額とが異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、繰上返済手続き完了後、当行より「返済予定明細表」を送付いたしますので、実際の返済額につきましては、当該「返済予定明細表」にてご確認ください。

その他 注意事項について

(1) 住宅ローンをお借入いただき、かつ、「住宅借入金等特別控除」の適用を受けられているお客さまは、繰上返済のお申込内容次第で「住宅借入金等特別控除」の適用が受けられなくなる場合や、所得税控除額が減少する場合がありますので、ご注意ください。なお、この件に関して、当行は一切の責任を負いません。

(2) 住宅ローンのお借入時に、保証会社宛の保証料を一括でお支払いいただいているお客さまにつきましては、本サービスによる繰上返済に伴い保証料の返戻金が発生する場合があります。この場合、保証会社の定めによる計算方法ならびに支払方法・時期に保証料を返戻いたします。

なお、保証会社の定めにより手数料や振込手数料等を保証料返戻金から差し引く場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) お申込受付後にお申込内容の確認のため、お客さまのご自宅やお勤め先にご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

(4) 本サービスにより、繰上完済（全額繰上返済）をお申込みいただく場合は、お取引完了後に担保にかかる書類等を返却いたします。つきましては、お取扱店にご来店いただく必要がございますので、お取引完了後ご案内のためご連絡をさせていただきます。なお、書類の返却にはお手続きに2週間程度要しますので予めご了承ください。

<「住宅借入金等特別控除」の適用を受けられているお客さまへ>

「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」の適用を受けられている住宅ローンにつきまして、一部繰上返済とともにご返済期間を短縮される場合、次の点にご注意ください。

- ・住宅ローンをお借り入れいただいた日から短縮後のご返済期日までの期間が10年未満（返済回数120回未満）となった場合、「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」の適用を受けられなくなりますので、十分にご注意ください。

年末前（10月～12月）に一部繰上返済をされる場合、次の点にご注意ください。

- ・10月中旬頃、当行より「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下、「残高証明書」といいます。）を発行いたしますが、「残高証明書」記載の「年末残高」につきましては、10月1日から12月末までの一部繰上返済分が反映されません。

つきましては、10月1日から12月末までに一部繰上返済をされた場合、「残高証明書」の再発行手続が必要となりますので、お取引店までお問い合わせください。

- ・「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」方式を適用されているお客さまについては、ご自身で繰上返済の内容を踏まえた控除額を計算し、申告等のお手続きを行う必要があります。

以 上